

再生計画案 (平成 年 月 日)

再生債務者 \_\_\_\_\_

申立代理人弁護士 \_\_\_\_\_ (印)

(電話 - - )

- 1 再生債権に対する権利の変更として、次の額について免除を受ける。免除額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
  - (1) 元本及び再生手続開始決定日前日までの利息・損害金の[ ]パーセント相当額
  - (2) 再生手続開始決定日以降の利息・損害金の[ ]パーセント相当額
- 2 上記1による権利変更後の再生債権について、再生計画認可決定確定日の属する月の翌月以降、下記の□に印を付した項に記載した方法により分割弁済をする。ただし、これにより算出される[ ]円未満の端数は[ ], [ ]で調整する。
  - 3か月ごとに支払う方法  
上記確定日の属する月の[ ]月を第1回目として、以後3か月ごとに合計[ ]回、各月の[ ]日限り、各[ ]の割合による金額を支払う（通算期間[ ]年[ ]か月間）。
  - 毎月支払う方法  
上記確定日の属する月の[ ]月を第1回目として、毎月[ ]日限り、各[ ]の割合による金額を支払う（通算期間[ ]年[ ]か月間）。
  - ボーナス時に支払う方法  
[ ]年[ ]か月間、毎年[ ]月及び[ ]月の[ ]日限り、各[ ]の割合による金額を支払う（合計 回）。
  - その他の方法  
再生計画による弁済総額が[ ]円以下の再生債権者に対しては、上記確定日の属する月の[ ]月の[ ]日限り、[ ]の割合による金額を支払う（合計回）。  
(少額債権の特例)  
(少額債権の特例2)  
(少額債権印字)
- 3 共益債権及び一般優先債権は、随時支払う。  
(上記債権〔特に公租公課等〕で未払分がある場合には、下記にその種目、金額を記載する。)
- 4 再生債権が確定していない再生債権に対する措置  
(内容)

以 上